

「ストーカー総合対策」取組状況(概要)

平成28年1月28日
ストーカー総合対策関係省庁会議

I 主な取組状況（平成27年3月から12月まで）

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

- ストーカー事案を含む人身安全関連事案対策を強化するための地方警察官等の増員を措置するとともに、交番、総合窓口において、女性警察官等の対応ができる体制の確保を推進。【警察庁】
- 被害者等からの相談への対応について、職員等に向けた教養、研修、講義等を実施。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な窓口、専用相談電話「女性の人权ホットライン」、日本司法支援センター（法テラス）、精神保健福祉センター等において、被害者等からの相談に対応。【内閣府、法務省、厚生労働省】
- スクールカウンセラー等の公立小中学校等への配置に係る経費を措置。【文部科学省】
- 既存のネットワークを活用した関係機関の連携、協力を推進するとともに、通知等を通じて関係機関の連携を指示。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 「第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）」にストーカー事案への対策の推進に係る関係機関の取組及び連携を盛り込み。【内閣府、関係省庁】

2 被害者等の一時避難等の支援

- 婦人相談所では、被害者に対し、必要に応じて心理療法担当職員等による心理的ケアを行うとともに、緊急時においても適切に一時保護ができるよう、平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」や平成27年3月に策定した「婦人相談員相談・支援指針」により周知。【厚生労働省】
- 被害者等の一時避難に係る経費を措置し、危険性・切迫性が高い事案の被害者の安全確保を推進。【警察庁】
- 被害者の中長期的支援のための研修、講義等を実施。【内閣府】
- 婦人保護施設では、施設入所者（ストーカー被害女性を含む）に対し、必要に応じて生活支援や心理的支援、就労支援を実施して、自立に向けた中長期的な支援を実施。【厚生労働省】
- 日本司法支援センター（法テラス）による民事法律扶助等の活用により、資力の乏しい被害者に弁護士費用等の立替援助を行うなど、経済的負担軽減を実施。【法務省】
- 地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助、配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税による財政措置を実施。【内閣府、総務省】

3 被害者情報の保護

- 捜査段階、公判段階における被害者等情報の保護に配意。【警察庁、法務省】
- 被害者等の情報の保護や相談窓口での適切な対応について、配偶者暴力相談支援センター長及び相談員向けに講義を実施。【内閣府】
- 被害者等情報の適切な対応について、平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」に記載。【厚生労働省】

- 住民基本台帳の閲覧等、自動車の登録事項等証明書等の交付、選挙人名簿の抄本の閲覧、戸籍の届書等の記載事項証明書の請求等について、被害者等情報保護の手続の厳格な運用による被害者等情報の管理を徹底するとともに、当該手続等の情報を周知。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省】

4 被害者等に対する情報提供等

- リーフレットの配布、ホームページへの掲載、「婦人保護啓発活動事業」等を通じ、被害者等からの相談窓口を周知。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（平成 27 年 11 月 12～25 日）における広報啓発を実施。【内閣府】
- 平成 26 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において「特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験」について調査。【内閣府】
- 平成 26 年度の調査研究により把握した地方公共団体におけるストーカー相談対応の実態等について報告書を取りまとめ、全都道府県・市町村等に送付。【内閣府】

5 ストーカー予防のための教育等

- 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」、学校等における人権教育の場、子供のインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座、非行防止教室等を通じ、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進。【内閣府、警察庁、総務省、文部科学省】
- 「学校教育の情報化指導者養成研修」において情報モラル、情報セキュリティの指導のあり方についての研修を実施。【文部科学省】

6 加害者に対する取組の推進

- 被害者の安全確保を最優先にした対応を徹底するとともに、必要な資機材等に係る経費を措置することにより、ストーカー事案の対処能力の向上を推進。【警察庁】
- ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究に要する経費を措置。【警察庁】
- ストーカー事犯者対応スーパーバイザーへの謝金を措置。【法務省】

II 今後の方向性

ストーカー行為等による被害は引き続き深刻な社会問題となっており、また、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等が求められている。

このような状況を踏まえ、「ストーカー総合対策（平成 27 年 3 月ストーカー総合対策関係省庁会議決定）」のほか、「女性活躍加速のための重点方針 2015（平成 27 年 6 月すべての女性が輝く社会づくり本部決定）」、「第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月閣議決定）」に基づき、引き続きストーカー対策を強力に進める。